加算・減算

介護保険給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者負担額を変更します。また上記基本サービス費のほかに、下記加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

【加算・減算名】		単位数	費用額〈10割〉	利用者負担額		
				1割	2割	3割
① 夜間勤務条件基準を満たさない場合の減算		所定単位の3％減				
② 定員超過又は職員欠如に該当する場合の減算		所定単位の30%減				
③ ユニットケアにおける体制の未整備減算		所定単位の3％減				
④ 身体拘束廃止未実施減算		所定単位の1％減				
⑤ 高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位の1％減				
⑥ 業務継続計画未策定減算		所定単位の1％減				
⑦ 共生型短期入所生活介護を行う場合の取扱いの減算		所定単位の8％減				
⑧ 生活相談員配置等加算		13単位/日	130円	13円	26円	39円
⑨ 生活機能向上連携加算	(Ⅰ)	100単位/月	1,000円	100円	200円	300円
	(Ⅱ)	200単位/月	2,000円	200円	400円	600円
※個別機能訓練加算を算定している場合	(Ⅱ)※	100単位/月	1,000円	100円	200円	300円
⑩ 専従の機能訓練指導員を配置している場合（機能訓練体制加算）		12単位/日	123円	13円	25円	37円
⑪ 個別機能訓練加算		56単位/日	578円	58円	116円	174円
⑫ 看護体制加算	(Ⅰ)	4単位/日	41円	5円	9円	13円
	(Ⅱ)	8単位/日	82円	9円	17円	25円
⑬ 医療連携強化加算		58単位/日	599円	60円	120円	180円
⑭ 看取り連携体制加算		64単位/日	661円	67円	133円	199円
⑮ 夜勤職員配置加算	(Ⅱ)	18単位/日	185円	19円	37円	56円
⑯ 認知症行動･心理症状緊急対応加算		200単位/日	2,066円	207円	414円	620円
⑰ 若年性認知症利用者受入加算		120単位/日	1,239円	124円	248円	372円
⑱ 利用者に対して送迎を行う場合（送迎加算）		184単位/片道につき	1,900円	190円	380円	570円
⑲ 緊急短期入所受入加算		90単位/日	929円	93円	186円	279円
⑳ 長期利用者に対して短期入所生活介護費を提供する場合（長期利用減算）		-30単位/日	-300円	-30円	-60円	-90円
㉑ 口腔連携強化加算		50単位/回	516円	52円	104円	155円
㉒ 療養食加算		8単位/回	82円	9円	17円	25円
㉓ 在宅中重度者受入加算	(1)	421単位/日	4,210円	421円	842円	1,263円
	(2)	417単位/日	4,170円	417円	834円	1,251円

	（３）	413 単位/日	4,130 円	413 円	826 円	1,239 円
	（４）	425 単位/日	4,250 円	425 円	850 円	1,275 円
㉔ 認知症専門ケア加算	（Ⅰ）	3 単位/日	30 円	3 円	6 円	9 円
	（Ⅱ）	4 単位/日	40 円	4 円	8 円	12 円
㉕ 生産性向上推進体制加算	（Ⅰ）	100 単位/月	1,033 円	104 円	207 円	310 円
	（Ⅱ）	10 単位/月	103 円	11 円	21 円	31 円
㉖ サービス提供体制強化加算	（Ⅱ）	18 単位/日	185 円	19 円	37 円	56 円
	（Ⅲ）	6 単位/日	61 円	7 円	13 円	19 円
㉗ 介護職員等処遇改善加算	（Ⅰ）ロ	1 月につき所定単位数の 17.6%				
	（Ⅱ）ロ	1 月につき所定単位数の 17.2%				

※看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）は、ユニット型短期入所生活介護（要介護1～5）利用時に加算されます。介護予防短期入所生活介護（要支援1・2）利用時には加算されません。

※夜勤職員配置加算は、ユニット型短期入所生活介護（要介護1～5）利用時に加算されます。介護予防短期入所生活介護（要支援1・2）利用時には加算されません。

① 夜勤職員の勤務条件が基準を満たさない場合の減算

人員基準上満たすべき夜勤職員の員数を下回る配置を行った場合に一定割合を減算

② 定員超過又は職員欠如に該当する場合の減算

事業所の利用定員を上回る利用者の利用又は事業所の看護職員及び介護職員の人員基準上満たすべき員数を下回っている場合に一定割合を減算

③ ユニットケアにおける体制の未整備減算

日中の時間帯における介護又は看護職員の配置およびユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置していない場合

④ 身体拘束廃止未実施減算

身体拘束等の適正化を図るための措置＊が講じられていない場合

＊身体拘束等の適正化を図るための措置

・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること

・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催すると共に、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること

・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること

・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること

⑤　高齢者虐待防止措置未実施減算

虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合

⑥　業務継続計画未策定減算

感染症や非常災害の発生時において業務継続計画（利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画の策定や、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画）を策定していない、又は業務継続計画に従って必要となる措置を講じていない場合

⑦　共生型短期入所生活介護を行う場合の取扱い（併設型短期入所生活介護事業所限定）

共生型居宅サービス事業を行う指定短期入所事業者が共生型短期入所生活介護を行う場合に一定割合を減算

⑧　生活相談員配置等加算

共生型短期入所生活介護の指定を受ける事業所が生活相談員を配置し、地域に貢献する活動を行っている場合

⑨　生活機能向上連携加算

自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリ専門職と連携し、訓練を実施した場合

⑩　専従の機能訓練指導員を配置している場合（機能訓練体制加算）

常勤専従の機能訓練指導員を１名以上配置している場合。

⑪　個別機能訓練加算

機能訓練指導員により個別機能訓練計画を実施した場合

⑫　看護体制加算

常勤の看護師配置と、一定以上の看護師配置をしている場合

⑬　医療連携強化加算

看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定した上で、予め協力医療機関を定め、緊急時等の対応方法について取り決めをしている場合

⑭　看取り連携体制加算

看護体制加算を算定した上で、事業所で看取りを行う体制を整えている場合

⑮　夜勤職員配置加算

夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置

⑯　認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師により、認知症の行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であり、緊急的な短期入所生活介護が必要であると判断された者に対しサービスを行った場合

⑰　若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症患者の特性やニーズに対応したサービス提供を行った場合

⑱　利用者に対して送迎を行う場合（送迎加算）

利用者自宅と事業所間の送迎を行う場合

⑲　緊急短期入所受入加算

居宅サービス計画において計画されていない緊急的な受け入れを行った場合

⑳　長期利用者に対して短期入所生活介護費を提供する場合（長期利用減算）

連続 30 日を超えて同一の短期入所生活介護事業所を利用している場合

㉑　口腔連携強化加算

事業所が利用者の口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に評価結果を提供しており、歯科医療機関との相談体制の確保についても文書等で取り交わされている場合

㉒　療養食加算

療養食の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されており、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の療養食の提供が行われている場合

㉓　在宅中重度者受入加算

利用者が利用している訪問看護事業所が、当該利用者の健康上の管理を行う場合

㉔　認知症専門ケア加算

認知症自立度Ⅲ以上の利用者の割合が 50%以上の施設において、認知症介護実践リーダー研修修了者を①認知症自立度Ⅲ以上の者が 20 人未満の場合は 1 人以上、②20 人以上の場合は 10 人ごとに 1 人以上配置し、認知症に関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している場合

㉕　生産性向上推進体制加算

介護ロボットや ICT 等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行う場合

㉖　サービス提供体制強化加算

介護福祉士の資格者等、経験豊富な職員を一定の割合配置している場合

㉗　介護職員等処遇改善加算

介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、職場環境の改善を行ったりした施設に対して支給される